佐野市告示第２４８号

公示送達

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の規定による書類の送達ができないので同法第２０条の２及び佐野市税条例（平成１７年佐野市条例第６３号）第１８条の規定により公示送達をします。

なお、送達すべき書類は佐野市総合政策部収納課において保管し、送達を受けるべき方からの申出又は送達を受けるべき方の住所が判明しだい交付します。

令和8年11月6日

佐野市長　金　子　　裕

１　送達を受けるべき者の氏名及び書類の名称

田中　直人	地方税法第13条の2に係る書類